

1. 事業の必要性・概要

(1) 国立・国定公園における動植物保全計画策定のための保全方針策定

生物多様性の屋台骨としての役割を担っている国立・国定公園での動植物の保全施策をより体系的に推進するために、新たに国立・国定公園毎の保全計画を策定することとし、そのための保全方針の策定を行う。

(2) 国立公園における科学的知見に基づく順応的な生態系管理推進事業

新たな外来種の侵入や、草刈り等の人為的な管理停止の影響により、地域固有の生態系に影響が生じている地域において、科学的知見に基づく希少動植物種等の生息・生育地の保全管理や外来動植物種の影響排除等の順応的な生態系管理対策を実施する。

(3) 生態系特定管理手法検討調査

国立公園内で優れた生態系を有しながら、今後の利用者の増加に伴う生物多様性や生態系への影響が懸念される地域（石垣島・知床半島先端部）において、利用調整地区又は立入規制地区の指定や利用者負担制度を含む生態系管理手法を検討する。

(4) 利用調整地区管理対策

利用調整地区の指定を開始した大台ヶ原（平成19年9月～）及び知床半島中央部（平成23年5月～）において、利用調整効果のモニタリング評価、利用ガイドラインの周知等を行い、管理体制の強化・充実に努める。

2. 事業計画（業務内容）

|                                | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28～ |
|--------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 国立・国定公園における動植物保全計画策定のための保全方針策定 |     |     | ←   |     |     |     | →    |
| 国立公園における科学的知見に基づく順応的な生態系管理推進事業 |     | ←   |     |     |     |     | →    |
| 生態系特定管理手法検討調査                  | ←   |     |     |     |     |     | →    |
| 利用調整地区管理対策                     | ←   |     |     |     |     |     | →    |

3. 施策の効果

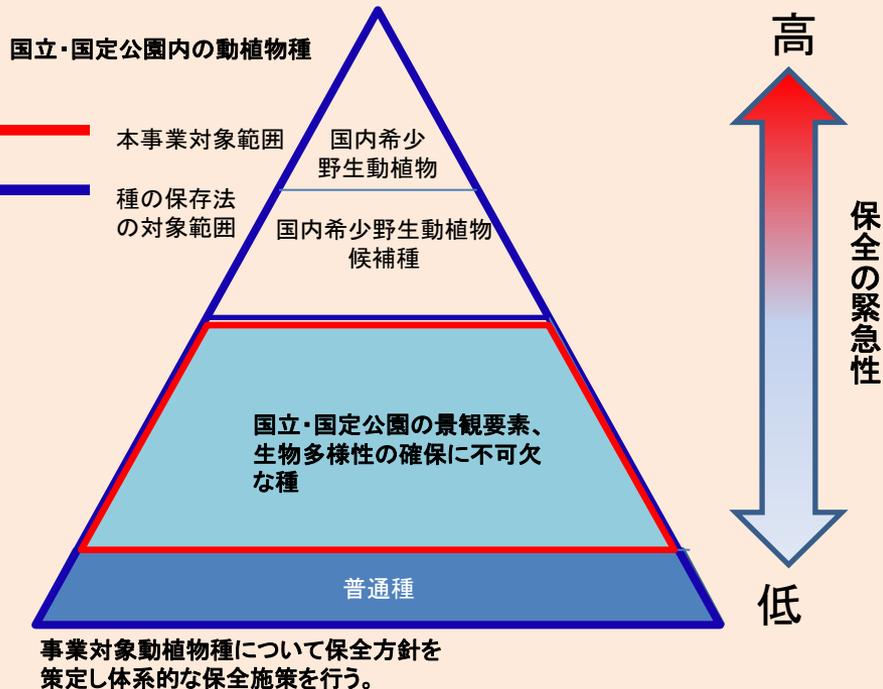
科学的データに基づき、国立公園での動植物の生息・生育地管理、生態系維持回復事業等の保全事業を体系的に展開する。また、利用調整地区及び立入り規制地区の指定を進め、効果的な管理体制を構築することで、国立公園における生物多様性保全の強化・拡充を図る。

# 国立公園内生物多様性保全対策費

## 背景

国立公園は、我が国の生物多様性保全上重要な地域であり、科学的データに基づく、**過剰利用による生態系への人為的影響の軽減、動植物種を保全するための効果的な管理体制の構築**が課題。

### ● 国立・国定公園における動植物の保全方針



### ● 生態系特定管理手法検討調査

利用調整地区又は立入り規制地区の指定や利用者負担制度の検討

### ● 利用調整地区管理対策

利用調整地区における利用調整効果のモニタリング評価、利用ガイドラインの周知等



ガイドに引率された利用調整地区における自然観察  
(左: 知床五湖、右: 大台ヶ原)

国立公園における生物多様性保全の強化・拡充